



誰もが通いやすい学校づくりに向けて

校長 筒井 啓介

いじめ防止対策推進法の第1章・第2条によると、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）**であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう**」と定義されています。

下記に、具体的ないじめの例を挙げてみます。

【いじめの例】

- ①からかわれたり、嫌なことを言われたりする。
- ②仲間外れ・無視される。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする。
- ④けられたり、プロレス技をかけられたりする。
- ⑤物やお金を無理に渡すように言われる。
- ⑥物を隠されたり、壊されたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ⑧SNS等に悪口を書き込まれる。

皆さんは、このようなことをされたり、したりしたことはないでしょうか？ 例えば、自分はそのつもりではなかったけれど…と無意識のうちに相手を傷つけるような言動をとっていないでしょうか？ 今一度、自分の言動を見つめなおして、責任のある言動がとれる人になって欲しいと思います。また、どのような理由があってもいじめは許せません。（侮辱罪・傷害罪・強要罪など内容によっては大きな犯罪となります）

また、マスコミで報じられている数々のいじめ事件を見ても、いじめている子（加害者）は当然ですが、いじめを見てはやし立てる子（観衆）や見て見ぬふりする（傍観者）の存在が大きな影響を与えます。**観衆や傍観者の存在がますますいじめを助長し、取り返しのつかない事態に繋がるが多々あります。**



皆さんの周りで、いじめと思われる行為があった場合、躊躇せず周りの人に知らせてください。また、いじめにあった時には、絶対に一人で抱え込まず、身近な友人・親・先生に相談をしてください。人はそれぞれ個性があります。互いの個性を認め合いながら、切磋琢磨し弱点を克服できるような集団づくりを目指していきましょう。

省略

省略